株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1 株式会社イーグランド 代表取締役社長江口

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご 検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、 2019年6月25日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますよ うお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2019年6月26日(水曜日)午前10時
- 3. 目的事項

報告事項 第30期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません(御身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。)ので、ご注意くださいますようお願い申しあげます。
- ②本招集ご通知の発送日は2019年6月5日ですが、早期に情報をご提供する観点から、2019年5月31日よりインターネット上の当社ウェブサイト(http://egrand.co.jp)に掲載しております。

- ◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、当社ウェブサイト(http://e-grand.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(http://e-grand.co.jp)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりませんので、予め ご了承いただきますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度(2018年4月1日~2019年3月31日)におけるわが国経済は、良好な雇用・所得環境を背景に個人消費は堅調に推移した一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等から市場の減速が懸念される状況となりました。

当社が属する中古住宅流通市場におきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構(東日本レインズ)によると、首都圏の中古マンション成約価格は2019年1月に2013年1月以来73ヶ月ぶりに前年同月を下回りましたが、価格の上昇傾向は続いており、また、成約件数も高い水準で推移しております。

このような市場環境の下、当社の主たる事業である中古住宅再生事業におきましては、利益率の確保に重点をおいて物件を厳選する仕入方針を採っておりますが、依然として競合の増加、価格の高騰、競売市場の縮小等による厳しい仕入環境が続いた結果、当事業年度における仕入件数は、前事業年度の970件から917件(前事業年度比5.5%減)となりました。

販売につきましては、横浜支店は好調に推移したものの、その他のエリアが伸び悩んだ結果、当事業年度における販売件数は、前事業年度の956件から857件(前事業年度比10.4%減)となりました。また、在庫の入替のため長期化物件を中心に販売価格の見直しを実施した結果、売上総利益率は前事業年度の16.0%から15.3%となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は18,180百万円(前事業年度比 11.5%減)、営業利益は904百万円(同36.0%減)、経常利益は717百万 円(同39.9%減)、当期純利益は489百万円(同41.9%減)となりました。 事業別の状況は次のとおりであります。

<中古住宅再生事業>

中古住宅再生事業におきましては、居住用物件による売上が16,721百万円、収益用一棟マンションを含む収益用物件による売上が1,076百万円となり、物件販売による売上高は17,798百万円となりました。また、収益用物件の保有期間中の賃貸収入が85百万円となりました。その結果、当事業年度における中古住宅再生事業の売上高は17,930百万円(前事業年度比11.7%減)となりました。

<その他不動産事業>

その他不動産事業におきましては、賃貸用不動産の賃貸収入等によって、 当事業年度におけるその他不動産事業の売上高は250百万円(前事業年度 比0.3%増)となりました。

- ② 設備投資の状況 特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継 の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第 27 期 (2016年3月期)	第 28 期 (2017年3月期)	第 29 期 (2018年3月期)	第 30 期 (当事業年度) (2019年3月期)
売	上	高(百万円)	17,051	18,487	20,544	18,180
経	常利	益(百万円)	885	1,011	1,192	717
当	期純禾	」 益(百万円)	1,003	707	842	489
1株	当たり当期終	純利益 (円)	158.62	111.74	134.33	77.72
総	資	産(百万円)	15,048	16,768	17,294	17,879
純	資	産(百万円)	5,338	5,774	6,525	6,775
1 构	*当たり純	資産 (円)	835.99	921.40	1,029.36	1,069.08

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、 1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式数により算 出しております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事 業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用し た後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- 親会社の状況
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「中古住宅再生事業を通じて、良質廉価な住まいを幅広くお客様に提供して社会に貢献する。お客様の満足を得ることによって、社員一同の幸せを得る。」を企業理念に掲げ、中古住宅市場でのリーディングカンパニーに向けた3ヶ年の中期経営計画(2018年3月期~2020年3月期)を遂行しております。

今後の成長が期待される中古住宅市場の中にあって、以下の事項を対処すべき課題として今後の事業拡大、中期経営計画の達成を図ってまいります。

① 事業エリアの拡大と収益獲得機会の拡充

現在の首都圏、札幌、関西圏に加えて名古屋エリアへの展開を図ることで1,000戸販売体制を確立し、事業規模の拡大を図ってまいります。また、収益用物件の再生・再販ノウハウを着実に積み上げる体制を構築するとともに、ストック収益である賃貸収入の拡充を目指してまいります。

② 仕入力の強化

中古住宅市場は今後も拡大が期待される成長市場でありますが、新規事業者の参入も多く、仕入環境は年々厳しさを増しております。そのような環境の中で、当社は効率的かつ機動的な営業体制の構築、業務のシステム化、継続的な増員と教育機会の拡充によって生産性を向上させることで、仕入力の強化を図ってまいります。

③ 株主価値向上に向けた財務・資本政策

在庫回転率や自己資本利益率(ROE)の維持向上を図ることで、財務 健全性を保つとともに、資本効率の向上を図ってまいります。併せて株主 還元の充実にも努めてまいります。

④ 品質管理の拡充

当社では、お客様が中古住宅を購入する際に抱く建物や品質への不安を 解消するため、既存住宅売買瑕疵保険の加入等、品質向上のための取組み に努めてまいります。

⑤ コンプライアンス体制の強化

当社は、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが重要であると考えております。監査体制の充実、社内諸規程・業務マニュアルの整備、社員教育の拡充、定期的な内部監査によって内部統制の有効性を高め、多様化するリスクを適切に管理する体制を整備・構築してまいります。

(**5**) **主要な事業内容** (2019年3月31日現在)

事業区分	事 業 内 容
中古住宅再生事業	中古住宅(マンション・戸建)を取得し、再生して販売する 事業
その他不動産事業	不動産賃貸事業及びその他不動産関連事業

(**6**) **主要な営業所**(2019年3月31日現在)

本			店	東京都千代田区
札	幌	支	店	北海道札幌市中央区
関	西	支	店	大阪市北区
横	浜	支	店	横浜市西区

(**7**) **使用人の状況** (2019年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
97名	7名増	32.7歳	4.3年

(注)使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣 社員を含む)は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入	先	借	入	額
株式会社みずほ	銀行		1,	726百万円
東京シティ信用	金庫		1,	455
株式会社三井住力	灵 銀 行		1,	037
株式会社きらぼし	シ 銀 行			865
オリックス銀行株	式会社			579

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(2) 発行済株式の総数

6,362,000株 (うち自己株式66,800株)

(3) 株主数

5,642名(前期末比1,101名增)

(4) 大株主 (上位10名)

株	É	=	名	持株	数	持	株比	率
江			久	2,006,8	00株		31	.8%
日本ト信託銀	、 ラステ ! 行株式会		,	353,2	00		5	.6
江		惠	聿 子	220,0	00		3	.4
江		香	菜	200,0	00		3	.1
江		直	宏	200,0	00		3	.1
千	田	美	穂	200,0	00		3	.1
株式	会社ジ	ューテ	ック	160,0	00		2	.5
佐々	木		洋	119,0	00		1	.8
	マ ス タ ! 行 株 式 会		ス ト 壬口)	111,4	.00		1	.7
林	田	光	司	85,8	00		1	.3

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

						第5回新株予約権	第6回新株予約権
発	行	污	夬	議	日	2014年7月10日	2015年7月10日
新	株 -	予 糸	为 権	0	数	75個	233個
新格株	D		D 目的重 類] とな と	る数	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 23,300株 (新株予約権1個につき100株)
新杉	未予系	的権	の払	込 金	額	207,800円	61,316円
新株出資	予約資さる	権の れる	行使! 財産	こ際し の 価	て 額	新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権	利	行	使	期	間	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	2015年8月1日から 2045年7月31日まで
行	使	0)	条	件	(注)	(注)
役 保有	員 の 状況	取 (監査	新 全等委	景を除	役 く)	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 5名	新株予約権の数 233個 目的となる株式数 23,300株 保有者数 5名

		第7回新株予約権
発 行 決 議	日	2016年7月11日
新株予約権	の数	453個
新株予約権の目的と株式の種類		普通株式 45,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込	金額	35,300円
新株予約権の行使に際出資される財産の		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期	間間	2016年8月1日から 2046年7月31日まで
行 使 の 条	件	(注)
役 員 の 取 締 保有状況 (監査等委員を		新株予約権の数 453個 目的となる株式数 45,300株 保有者数 5名

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権の全部を一括してのみ行使できるものとする。
 - 2. その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
 - 3. 2014年10月1日付で普通株式1株につき4株とする株式分割が行われたことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されている。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) **取締役の状況** (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江口	久	
専務取締役	釜賀	英	営業企画部長
取 締 役	林田	光司	住宅再生事業部門担当 兼 第2営業部長
取締役	丹波	正 行	関西支店長
取締役	白 惣	考史	管理部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	榎下	勝 寛	
取 締 役 (監査等委員)	鵜飼	一 賴	大原法律事務所パートナー
取 締 役 (監査等委員)	佐々木	洋	公認会計士佐々木洋事務所所長

- (注) 1. 監査等委員鵜飼一賴氏及び佐々木洋氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員鵜飼一賴氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 監査等委員佐々木洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 内部監査部門・会計監査人との連携強化及び重要な会議への出席・往査といった監査手法を取り入れることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化させるため、榎下勝寛氏を常勤の監査等委員に選定しております。
 - 5. 当社は、監査等委員鵜飼一賴氏及び佐々木洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく 損害賠償責任の限度額は、各監査等委員ともに金300万円又は会社法第425条 第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(2) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く) (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (-)	131,632千円
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	28,230 (11,400)
合 計	8	159,862

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第26期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)について年額240,000千円以内、監査等委員について年額50,000千円以内と決議されております。また別枠で、2017年6月28日開催の第28期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額60,000千円以内と決議されております。
 - 2. 上記報酬等の額には、取締役(監査等委員を除く。)5名に対する譲渡制限付株式報酬の当事業年度に係る費用計上額19,402千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・監査等委員鵜飼一賴氏は、大原法律事務所のパートナーであります。当 社と同事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・監査等委員佐々木洋氏は、公認会計士佐々木洋事務所所長であります。 当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏	名	出席状況及び発言状況
取 締 役 (監査等委員)	鵜 飼 -	一賴	当事業年度に開催された取締役会21回及び 監査等委員会15回の全てに出席し、必要に 応じ、主に弁護士として専門的見地から発言 を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	佐々木	洋	当事業年度に開催された取締役会21回及び 監査等委員会15回の全てに出席し、必要に 応じ、主に公認会計士として専門的見地から 発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

- (1) **名称** EY新日本有限責任監査法人
- (注)当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2018年6月27日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	E Y 新 日 本 有限責任監査法人	有限責任監査法人トーマッツ
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円	-千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額	21,000	950

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 「業務の適正を確保するための体制」

当社は、会社法及び会社法施行規則の定める「業務の適正を確保するための体制」について、内部統制システムの整備に関する基本方針として以下のとおり定めております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

- ① 取締役会で「行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定めて、取締 役及び使用人が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるため の指針とする。
- ② 取締役会は、「取締役会規則」に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ③ 取締役及び使用人の職務執行の適切性を確保するため、内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査部門は、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と情報を交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ④ 法令違反または法令上疑義のある行為等に対して、取締役及び使用人が 通報できる内部通報制度を構築し、「内部通報制度運用規程」に基づき 運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る重要な書類等は、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」でリスクマネジメントに関する事項を定めるとともに、リスクマネジメントを推進するための課題や対応策を協議するため、必要に応じてリスクマネジメント委員会を設置する。
- ② 緊急時には、代表取締役社長を最高責任者とする危機管理体制をとるものとし、必要に応じて、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置して、対応方針を協議、決定し、損失の拡大防止並びに危機の収束の措置を実施する。また、収束後は再発防止に向けた指針を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定を行い、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役、部長及び室長以上の管理職で構成される経営会議を原則として毎月1回、また、必要に応じて随時開催し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に審議する。
- ③ 取締役会は、「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の諸規程を定めて、意思決定ルールを明確にし、権限委譲を行うとともに職務を分担する。
- ④ 中期経営計画及び総合予算を策定して、各部門の責任範囲を明確にする。また、予算の実績管理を行って、経営数値の進捗管理と適正な修正を行う。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、それらの取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項並びにそれらの取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
- ② 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を得たうえで行うものとし、業務執行者からの独立性を確保する。
- ③ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
- (6) 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員会は、法律に定める事項の他、取締役及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査等委員に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する事実を遅滞なく報告するものとする。
- ③ 監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して、報告を求めることができる。

(7) <u>監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な</u> 取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- ② 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその開示を求めることができる。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

① 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い、償還の手続きその他の当該職務についての執行について生ずる費用、または債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理をする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- ② 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門とも連携して監査の実効性を確保する。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況]

当事業年度における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

「行動規範」をはじめとした社内規程の社内グループウェア上での公開、インサイダー取引規制やハラスメント防止等のコンプライアンス研修の実施等の取り組みを継続的に行っております。また、コンプライアンス遵守の実効性確保のため、内部監査部門による監査を実施しております。

(2) リスク管理体制

「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会を計4回開催し、事業等のリスクをはじめとした当社を取り巻く課題について検討を行いました。

(3) 効率的かつ適切な職務執行を確保するための体制

当社の取締役会は、法令及び社内規程に基づき運営されており、当事業年度は定例を含め21回の取締役会を開催し、重要事項に関する意思決定並びに各取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社は監査等委員会設置会社として、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能の更なる強化を図っております。

(4) 監査等委員会の体制

当事業年度は監査等委員会を15回開催し、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議、その他当社の重要会議等への出席や各種書類の閲覧等を行い、監査等委員でない取締役の職務執行、内部統制システムの整備並びに運用状況の監査を実施しております。

⁽注)本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	(単位・十円) 金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,994,668	流動負債	7,634,319
現金及び預金	2 447 6 42	買 掛 金	334,097
近 並	3,447,642	短期借入金	6,363,070
販売用不動産	8,365,198	1年内償還予定の社債	44,000
 仕掛販売用不動産	2 910 206	1年内返済予定の長期借入金	634,688
	3,819,396	未 払 金 ま # # # # # # # # # # # # # # # # # #	10,095
貯 蔵 品	914	未払費用	42,945
前渡金	59,369	未 払 賞 与 未 払 法 人 税 等	90,505 46,701
	37,307		36,477
前払費用	137,972	現	19,373
競売保証金	93,564	完成工事補償引当金	12,003
	75,504	そ の 他	362
その他	70,613	固定負債	3,469,662
貸 倒 引 当 金	$\triangle 1$	社	1,272,000
		長期借入金	2,088,084
固定資産	1,885,227	役員退職慰労引当金	66,893
有形固定資産	1,728,178	繰延税金負債 その他	1,502 41,182
建物	637,772	負債合計	11,103,981
		(純資産の部)	,
工具、器具及び備品	8,071	株主資本	6,730,051
土 地	1,082,333	資 本 金	832,495
年以田宁 次 产		資 本 剰 余 金	813,417
無形固定資産	7,161	資本準備金	807,495
ソフトウエア	7,161	その他資本剰余金	5,922
 投資その他の資産		利益剰余金	5,130,180
投具でい他の貝圧	149,886	利益準備金	3,660
出 資 金	82,090	その他利益剰余金	5,126,520
長期前払費用	11 700	固定資産圧縮積立金 繰越利益剰余金	142,761
以为时以具用	11,790		4,983,759 △ 46,042
その他	56,343	新株子約権	△46,042 45,862
貸倒引当金	△338	純資産合計	6,775,913
資 産 合 計	17,879,895	負債純資産合計	17,879,895

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位:千円)

	科			目		金	額
売		上		高			18,180,503
売	上	J	亰	価			15,401,032
	売	上	総	利	益		2,779,470
販!	売 費 及	びー	般管理	里費			1,875,290
	営	業		利	益		904,180
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	111	
	受	取	配	当	金	1,251	
	契	約		収	入	10,270	
	受	取	保	険	金	6,426	
	そ		の		他	266	18,325
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	143,935	
	支	払	手	数	料	60,556	
	そ		0)		他	960	205,452
	経	常		利	益		717,053
特	別	1	溳	失			
	固 5	至 資	産	除却	損	1,912	1,912
	税引	前	当其	月 純 利	益		715,141
	法人和	说、 住	民稅	及び事業	業 税	221,510	
	法	税	等	調整	額	4,377	225,887
	当	期	純	利	益		489,253

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

(単位:千円)

							株	主	資	本		
						資	上 剰	余 金	利	益乗) 余	金
					資本金		7 0/14	次士利人人		その他利	益剰余金	제꾸레스스
						資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当	期	首	残	高	832,495	807,49	5,922	813,417	3,660	145,918	4,730,566	4,880,145
当	期	変	動	額								
乗			の配								△239,217	△239,217
退		産圧取	縮積立	金崩						△3,156	3,156	_
= =	当 期	純	利	益							489,253	489,253
杉の	株主資) 当	本以期	外の耳変 動	頁目 額								
当	期変	動	額合	計	_	-		_	_	△3,156	253,192	250,036
当	期	末	残	高	832,495	807,49	5,922	813,417	3,660	142,761	4,983,759	5,130,180

	株 主 自己株式	資 本 株主資本 合 計	新株予約権	純資産 計
当期首残高	△46,042	6,480,015	45,862	6,525,877
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△239,217		△239,217
固定資産圧縮積立金 の 取 崩		_		_
当 期 純 利 益		489,253		489,253
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額			ı	_
当期変動額合計	_	250,036	_	250,036
当 期 末 残 高	△46,042	6,730,051	45,862	6,775,913

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 イーグランド取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 三 浦

太郎

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 原 賀 恒 一 郎 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーグランドの2018年4月1日から2019年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の 分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及 び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を 求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産 の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め ます。

2019年5月16日

株式会社イーグランド 監査等委員会 常勤監査等委員 榎下 勝寛 印 監査等委員 鵜飼 一賴 印 監査等委員 佐々木 洋 印

(注) 監査等委員鵜飼一賴及び佐々木洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項 に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は株主還元を経営の重要課題の一つと考えており、当社事業に継続して投資していただく株主の皆様に対して、会社業績に応じた配当を安定的かつ継続的に実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、 1株当たり19円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 金19円 配当総額 金119,608,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月27日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。 以下、本議案において同じ。)5名全員が任期満了となります。つきましては、 取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされた結果、異論はご ざいませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

				# + + p
候補者	氏 名 (生年月日)		における地位および担当	所有する 当 社 の
番号	(生年月日)	(重要	な兼職の状況)	当社の株式数
		1980年4月	鹿島建設株式会社入社	
	え ぐち ひさし 江口 久	1989 年 6 月	当社設立	2,006,800株
	(1957年9月25日)	1909 0 /,	代表取締役社長就任 (現任)	2,000,000,0
1	【取締役候補者とし	た理由】		
	江口久氏は、創業	以来、当社の	代表取締役社長として経営	営を指揮し、
	経営者として豊富な	経験・実績を	有していることから、今後	後も当社の持
	続的な成長と企業価	i値の向上に貢	献できると判断し、引き終	売き取締役候
	補者といたしました	0		
		1988年6月	株式会社中代総業入社	
	*** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		取締役就任	
		1994年3月	当社入社	
		2004年7月	専務取締役就任 (現任)	
		2007年1月	第一営業部長	
		2009年10月	首都圏営業部長	70,600株
		2012年10月	広域営業部長	
		2015年4月	関西支店長	
2		2017年4月	住宅再生事業部門担当	
			兼 営業企画部長	
		2018年4月	営業企画部長 (現任)	
	【取締役候補者とし	た理由】		
	釜賀英禎氏は、当	社営業部門に	おける豊富な経験と実績に	こ加え、現在
	も専務取締役として	経営全般につ	いて幅広く寄与しているこ	ことから、今
	後も当社の持続的な	成長と企業価	値の向上に貢献できると料	削断し、引き
	続き取締役候補者と	いたしました	0	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		における地位および担当 な 兼 職 の 状 況)	所有するの
3	はやしだ ごうじ 林田 光司 (1966年5月22日)	1990年4月 2004年4月 2004年7月 2007年1月 2009年10月 2012年10月 2016年4月 2017年4月	広域営業部長	85,800株
	も取締役として営業	社営業部門に 戦略について と企業価値の	おける豊富な経験と実績に 大きく寄与していることだ 向上に貢献できると判断し	いら、今後も
4	丹波 正行 (1966年11月4日)	1990年4月2006年8月2006年10月2007年1月2016年4月	住友不動産株式会社入社 当社入社 取締役就任(現任) 営業開発部長 投資・賃貸営業部長 兼 営業企画部長 関西支店長(現任)	70,900株
	も取締役として営業	社営業部門に 戦略について と企業価値の	おける豊富な経験と実績に 大きく寄与していることだ 向上に貢献できると判断し	いら、今後も

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社式数
5	白惣 考史 (1969年2月20日)	1992 年 4 月 住友不動産株式会社入社 2007 年 4 月 当社入社 2007 年 6 月 取締役就任(現任) 管理部長(現任) 2011 年 3 月 内部監査室長 2012 年 4 月 社長室長	68,100株
1	も取締役として財務	社管理部門における豊富な経験と実績に 戦略について大きく寄与していることだ と企業価値の向上に貢献できると判断し	から、今後も

(注) 各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満 了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いする ものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	えのした まさひろ 榎下 勝寛 (1961年6月22日)	1984 年 4 月 旭化成株式会社入社 2005 年 6 月 当社常務取締役就任 2007 年 1 月 管理部長 2008 年 6 月 常勤監査役就任 2015 年 6 月 取締役(常勤監査等委員) 就任(現任)	8,000株
	榎下勝寛氏は、当 当社の常勤監査等委	取締役候補者とした理由】 社管理部門における豊富な経験と実績に 員としてその職責を適切に果たしている。 である取締役候補者といたしました。	
	うかい かずより 鵜 飼 一 賴 (1962年1月15日)	1990 年 4 月 大原法律事務所入所 2006 年 1 月 同事務所パートナー(現任) 2007 年 3 月 当社社外監査役就任 2015 年 6 月 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	40,000株
2	鵜飼一賴氏は、社 会社の経営に関与し する相当程度の知見	社外取締役候補者とした理由】 :外取締役または社外監査役となることは た経験はありませんが、弁護士として活 を有しており、現在当社の社外取締役と いることから、引き続き監査等委員であ 。	去務全般に関 こしてその職

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
	佐々木 洋 (1961年5月18日)	1987 年 3 月 公認会計士佐々木洋事務所 所長就任(現任) 2007 年 3 月 当社社外監査役就任 2015 年 6 月 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	119,000株
	佐々木洋氏は、社 会社の経営に関与し 会計に関する相当程	社外取締役候補者とした理由】 外取締役または社外監査役となること」 た経験はありませんが、公認会計士と 度の知見を有しており、現在当社の社会 果たしていることから、引き続き監査等 しました。	して財務及び 外取締役とし

- (注) 1. 鵜飼一賴氏及び佐々木洋氏は社外取締役候補者であります。
 - 2. 鵜飼一賴氏及び佐々木洋氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - 3. 鵜飼一賴氏及び佐々木洋氏につきましては、東京証券取引所に対し、 独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場 合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 4. 当社は、榎下勝寛氏、鵜飼一賴氏及び佐々木洋氏との間で会社法第427 条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく監 査等委員である取締役の責任の限度額は、金300万円又は会社法第 425条第1項に定める額のいずれか高い額となります。なお、各氏の 再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補 欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。 補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		社における地位および担当要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数
	1983 年 4 月	株式会社富士銀行	
		(現 株式会社みずほ銀行)入行	
	1990年10月	監査法人トーマツ	
		(現 有限責任監査法人トーマツ)入所	
	1994年3月	公認会計士登録	
	2007年1月	新日本監査法人	
葉山 良子		(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所	-株
(1959年10月7日)	2015年1月	葉山良子公認会計士事務所代表 (現任)	— 1/A
(1)0) 10/1 11/	2015年6月	株式会社ココスジャパン社外監査役	
	2016年5月	スギホールディングス株式会社社外取締役	
		(現任)	
	2016年8月	日本公認会計士協会専門研究員(現任)	
	2017年6月	株式会社ココスジャパン社外取締役(現任)	
	2018年5月	株式会社アダストリア社外監査役 (現任)	

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

葉山良子氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の監査等委員である取締役として就任された場合、その職務を適切に遂行していただけると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 葉山良子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 葉山良子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券 取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
 - 4. 葉山良子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都千代田区西神田三丁目2番1号

住友不動産千代田ファーストビル南館

ベルサール神保町 2階 TEL 03-3263-9621



交通・九段下駅「7番出口」 徒歩3分(東西線)

「5番出口」 徒歩4分(半蔵門線・新宿線)

・神保町駅「A2出口」 徒歩5分(半蔵門線・新宿線・三田線)

・水道橋駅「西 口」 徒歩9分(JR線) 「A2出口」 徒歩11分(三田線)

- ◎ 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりませんので、 予めご了承いただきますようお願い申しあげます。